

社会福祉法人佐賀県共同募金会
「コロナ禍で行われる生活支援活動助成事業」
助成要項

1 事業の趣旨

佐賀県内において、新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、経済的に困窮する人や社会的に孤立する人などを支えるために各市町社会福祉協議会（以下、「市町社協」とする。）が実施する相談支援活動や食支援、居場所を失った人への活動などを中心とした、困りごとをかかえる人々を支える活動を支援するため当助成事業を実施します。

2 実施

社会福祉法人佐賀県共同募金会

3 協働実施

都道府県共同募金会、中央共同募金会

4 公募に係る周知協力依頼先（予定）

佐賀県社会福祉協議会、市町支会(社会福祉協議会)、県庁各関係課等に対して周知依頼を行い、各ホームページ等での県内団体への周知を依頼します。

5 助成対象団体

佐賀県内において、新型コロナウイルス感染症の影響により、困りごとを抱える人々を支える活動を実施する非営利団体であることを要件とします。法人格の有無は問いません。

6 助成対象事業

佐賀県内において、非営利団体が実施するポストコロナの「いま」生活に課題を抱える人々を支えるために行われる、以下のような活動を広く対象とします。

- (1) 経済的困窮者の増加や社会的孤立の固定化の改善に向けて取り組む活動
- (2) 社協や団体が、活動を通じて把握した困窮、孤立の課題に対して新たに取り組む活動
- (3) 地域に所在する社会資源が連携して行う活動

例) 市町社協、社会福祉施設、フードバンク等支援団体、学校や商工会等の地域に存在する支援団体（社会資源）が、協働で行うことにより活動と対象者の広がりをはかるような活動のプラットフォーム化などの取組

- (4) 実施環境に配慮しながら支援する活動

例) 衛生環境への配慮、通信環境の整備、自宅や屋外での実施など、実施環境に配慮しながら行う支援活動や感染対策に伴う経費等

7 助成対象期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）までの期間に実施される活動を対象とします。

8 助成対象経費

主に、下記の①～⑥の費用を対象とします。

- ①食材や消耗品を購入した費用
- ②参加したボランティアの交通費（実費）
- ③活動に使用した会場の賃借料
- ④食品やお弁当等の配送費
- ⑤ボランティア行事用保険料
- ⑥支援に必要な備品の購入 など

※会場使用料は、貴団体及び貴団体関係者が所有する会場を使用した場合、対象外とします。

9 対象外経費

以下の経費は全て対象外とします。

- ①講師やボランティアの人件費
- ②ボランティア活動保険料
- ③補助金などの公的費用や他の助成金が充てられる費用
- ④助成対象期間外に支出した費用

10 助成額

・1団体あたりの助成上限額は15万円です。（助成財源 約245万円：16団体程度への助成を想定）

※事業内容等の要件を満たす非営利団体は可能な限り決定できればと考えておりますが、応募団体数に応じて、助成決定額を減額調整させていただきますのでご承知おきください。

※なお、精算の結果、残額が生じた場合は返還させていただきます。

10 手続き及びスケジュール

- ① 令和5年 6月23日（金） 申請締切（※必着） 「別紙1：助成申請書」を提出ください。
- ②令和5年 6月23～7月11日 ヒアリング・調整・審査
- ③令和5年 7月12日（水） 助成決定
- ④令和5年 7月21日（金） 助成金請求（※必着） 「別紙2：助成金請求書」を提出ください。
- ⑤令和5年 7月31日（月） 助成金送金
- ⑥令和6年 3月31日（日） 助成を受けた活動期間終了
- ⑦令和6年 4月19日（金） 活動報告及び精算 「別紙3：活動報告書」を提出ください。

11 申請・お問い合わせ先

佐賀県共同募金会（担当：山本・横瀬）

〒840-0021 佐賀県佐賀市鬼丸町7番18号

TEL 0952-23-4996 / FAX 0952-25-2980

メール akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp